

# 令和8年度（2026年度）働きやすい職場づくり応援セミナー実施要項

## 1 目的

県内企業等で働く人や経営者等に対し、労働条件・労働環境等に関するセミナーを実施することにより、労使間トラブルの未然防止、円満解決を図るとともに、誰もが働きやすい職場環境の整備及びワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）等を推進し、もって働く人の福祉の向上を図ることを目的とする。

## 2 利用できる企業等

常時雇用する労働者の数が300人以下の企業・団体等とする。

## 3 講師 社会保険労務士、民間有識者等

## 4 申込期間

令和8年（2026年）4月15日から令和9年（2027年）2月25日（木）まで（必着）  
（実施期間は、令和9年（2027年）3月25日（木）まで）  
※予算が上限に達した場合、それ以降の受付を中止する。

## 5 セミナーの内容

### ア 労働条件に関すること

（法制度、賃金・労働時間・解雇等の労使間トラブルの対処法等）

### イ 労働福祉に関すること

（雇用・労災保険、年金制度、生活習慣病対策、メンタルヘルス、各種ハラスメント等）

### ウ 仕事と家庭の両立支援に関すること

（育児・介護休業制度、短時間勤務制度等）

### エ ワーク・ライフ・バランスに関すること

（働き方の見直しに関すること、テレワークの導入等）

### オ 男女共同参画に関すること

（ポジティブ・アクション、キャリア形成等）

### カ 障がい者、高齢者雇用に関すること

（職域の確保・開発・職場改善、継続雇用制度、定年退職後の生活等）

### キ 若年者雇用に関すること

（職場定着、人材育成等）

### ク パート・派遣労働等に関すること

（人事・労務管理制度等）

### ケ その他

上記ア～ク以外で、労働環境の改善に資するテーマ

## 6 実施方法

- (1) 県（労働雇用創生課）は、別紙によりセミナーの実施を広報し、希望する企業等を募集する。
- (2) セミナーを希望する団体は、別記様式1の申込書により、県へ申し込む。
- (3) 県は、(2)による申込の内容を審査し、適当であると認める場合は、セミナーの実施を決定し、その旨を文書で申込者に通知する。  
なお、この場合、県は、派遣する講師を選定のうえ、申込者及び講師と協議しながら日程その他セミナーの実施に当たり必要な事項について、あらかじめ調整を行ったうえで実施を決定する。
- (4) セミナーの実施場所は、原則として申込企業等の施設内とする。
- (5) セミナーを主催する団体は、県からの実施決定通知に基づきセミナーを実施する。
- (6) セミナーを主催した団体は、セミナー終了後2週間以内<sup>\*</sup>に、別記様式2により受講概要を県に報告する。（<sup>\*</sup>ただし、最終報告期限は令和9年（2027年）3月26日（金）とする。）

## 7 セミナーの実施に伴う経費の負担

- (1) 講師の謝金及び旅費については県が負担するものとし、その額は、謝金については1時間あたり10,000円、旅費については県の関係規定により算出した額とする。
- (2) セミナーの実施に伴う(1)以外の経費については、申込者が負担するものとする。

## 8 セミナーの申込み回数等

同一企業・団体などの利用回数上限は当該年度内で3回までとする。  
ただし、受講者が異なる複数の事業所で実施する必要があると認められる場合等は、この限りではない。

## 9 セミナーのキャンセル方法

セミナーの中止を希望する場合は、県へ連絡のうえ別記様式3の辞退届を県へ提出する。

## 10 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則 この要項は、令和8年（2026年）4月15日から施行する。